

岩美町空き家活用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町空き家活用奨励金（以下「本奨励金」という。）の交付について、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本奨励金は、町内に所在する空き家（居住の用に供するための建築物及びこれに附属する工作物、その敷地。以下、「空き家」という。）を岩美町空き家活用情報システム（以下「空き家バンク」という。）へ登録した者に対し、当該空き家にかかる固定資産税相当額の一部を助成することにより、空き家バンクへの登録を促進することを目的とする。

(交付対象物件)

第3条 本奨励金の交付の対象となる空き家（以下「交付対象物件」という。）は、空き家バンクに登録された空き家とする。

(交付対象者)

第4条 本奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 交付対象物件の納税義務者（固定資産現所有者届出書に記載されている者などを含む。）
- (2) 申請者及び申請者の世帯員が、町税、税外収入金その他岩美町の歳入となるべきものを滞納していないこと。ただし、滞納がある場合で、分割納付を誓約どおり履行しているなど誠実性が認められる場合は除く。

(奨励金の算定等)

第5条 本奨励金は、交付を受けようとする年度の交付対象物件にかかる固定資産税額に2分の1を乗じて得た額（百円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内とし、予算の範囲内で交付する。

2 空き家バンク登録を取り下げた場合は、前項で算定した額に最終登録日の属する前月までの月数で除して得た額（百円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。

(交付期間)

第6条 本奨励金は、空き家バンク初回登録年度から3年度の間とする。ただし、売買または賃貸借された場合は契約締結の年度までの期間とする。

(交付申請)

第7条 本奨励金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする年度の固定資産税最終納期限の翌日から3月31日までの間に、岩美町空き家活用奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に同意書（様式第2号）を添付し町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、本奨励金の交付申請があったときは、規則第6条の規定に基づき、当該交付申請の内容等について審査し、交付すべきものと認めたときは速やかに申請者に対して岩美町空き家活用奨励金交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により、本奨励金の交付を受けた者があったときは、返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和7年3月31日まで適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に空き家バンクに登録している交付対象物件については、空き家バンク登録期間満了の年度までを交付期間とする。
- 3 空き家バンクに再度登録する交付対象物件については、過去に本奨励金の交付を受けていない場合は、初回登録とみなし本奨励金の交付対象とする。
- 4 令和5年度及び令和6年度に空き家バンク登録した場合の本奨励金の交付は、この要綱の適用期間にかかわらず、第5条に定める奨励金の算定等により第6条に定める期間交付するものとする。